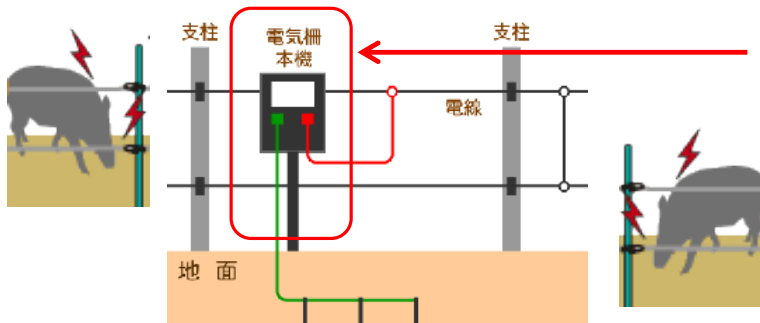


☆電気牧柵機購入費に係る補助について☆

電気牧柵機購入費について、下記のとおり補助制度がありますので、ご利用いただきますよう、ご案内いたします。

記

1 鳥獣被害防止対策のための、電気牧柵機の購入にかかる経費を補助します。



※この本体分の補助となります。
(支柱・電線等の付属品については、
個人負担となります。)

2 補助につきましては、購入経費の2/3以内とし、4万円を限度額といたします。

※5戸以上で広範囲を囲う場合は、限度額を5万円といたします。

予定より応募が多い場合は、応募に合わせて補助率を下げる可能性があります。

3 補助につきましては、下記に定める要件を満たす場合に、対象となります。

○受益者が2戸以上の農業者グループであること

○設置することにより、集落内における鳥獣被害軽減が図られる見込みがあること

○設置者は、電気柵を定期的に点検し、機能が落ちていないか確認し、被害防止を図る意思があること

○設置者は集落内における鳥獣被害防止対策に積極的に協力する意思があること

4 申請書については、役場 産業振興課 農林係窓口に設置してあります。

※ 申請の詳しい内容については、窓口にて説明いたします。

5 申請書は、令和4年4月28日（金）までに提出してください。

電気牧柵機の補助について、令和4年4月1日以降に購入した分から対象となりますが、交付要件を精査の上、交付決定いたします。そのため、交付の対象とならない場合もありますのでご了承ください。

◎詳しい内容については、産業振興課農林係（松永・前田）までお問い合わせください。

TEL：56-3111